

平成29年度非遺伝毒性発がんスクリーニング試験対象物質の選定方針

遺伝毒性評価ワーキンググループの評価により、「遺伝毒性なし」と判断された物質について、国の委託事業により非遺伝毒性発がんスクリーニング試験（試験手法については、平成25年度第4回遺伝毒性評価WGにおいて、「Bhas42細胞を用いる形質転換試験」（プロモーション試験のみ）に決定）を行うことと決定した。

Bhas42細胞を用いる形質転換試験対象物質は次の観点から優先順位付けを行うこととする。なお、平成29年度の試験は平成28年度と同じく16物質を予定していることから、遺伝毒性評価WGにおいて「遺伝毒性なし」と判断された物質の中から、試験物質を選定する。

1 労働者ばく露の観点から、次の（１）～（２）を総合的に判断する。

（１）国内の製造・輸入量

量が多い物質を優先。

（２）用途

幅広い用途で使用する物質や、開放系での使用が予想される物質を優先。

2 ただし、次の物質は試験対象から除外する。

（１）常温で気体の物質

（理由）現時点では、ガス状物質に関する非遺伝毒性発がん性スクリーニング試験の方法が確立されていないため。

（２）天然物由来の物質や、構造類似物質の混合物等

（理由）試験に使用する試薬が入手できないため。

3 また、「アルカン酸（C＝4～30）」のように、化審法で同じグループに属する化学物質は、まず炭素数の小さいものについて試験を行い、その結果が「陰性」であれば、炭素数の大きいものについては試験を省略する。逆に、炭素数の小さいもので「陽性」の結果が得られた場合には、炭素数の大きいものについても試験を行って確認を行う。